

総社市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第8号

総社市財産規則の一部を改正する規則

総社市財産規則（平成17年総社市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（物品の区分）</p> <p>第18条 物品の区分は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）備品 取得価額が1箇若しくは1組につき、<u>3万円</u>以上のものでその性質、形状を変えることなく長時間にわたり使用に耐えるもの又は性質としては消耗品に属するが永続性のある標本、陳列品及びこれらに類するもの</p> <p>（2）消耗品 その性質及び形状が1回若しくは短期間の使用により変質し、消耗し、及び損傷しやすいもの、実験用材料として使用するもの又は備品的性質を有するが取得価額が<u>3万円未滿</u>のもの若しくは取得価額が<u>3万円</u>以上であっても贈与を目的とするもの</p> <p>（3）～（6）略</p>	<p>（物品の区分）</p> <p>第18条 物品の区分は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）備品 取得価額が1箇若しくは1組につき、<u>1万円</u>以上のものでその性質、形状を変えることなく長時間にわたり使用に耐えるもの又は性質としては消耗品に属するが永続性のある標本、陳列品及びこれらに類するもの</p> <p>（2）消耗品 その性質及び形状が1回若しくは短期間の使用により変質し、消耗し、及び損傷しやすいもの、実験用材料として使用するもの又は備品的性質を有するが取得価額が<u>1万円未滿</u>のもの若しくは取得価額が<u>1万円</u>以上であっても贈与を目的とするもの</p> <p>（3）～（6）略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の総社市財産規則第18条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得する物品について適用し、施行日前に取得した物品については、なお従前の例による。